

副業の許可基準について

- ① 労務提供に支障がないこと。
 - 「勤務間インターバル制度」の趣旨に鑑み、早出勤務前に 8 時間～9 時間の休息時間を設けること。具体的には、調理員は前日午後 9 時以降、ケアワーカーその他は前日午後 10 時以降の副業は認めない。
 - 肉体労働や危険業務など心身への負担が重い仕事は本業への悪影響が考えられるので副業として認めない。
 - 本業と副業の比重が逆転し、明らかに本来の業務への支障ありと認められる場合は、許可後であっても副業の許可を取り消すものとする。
- ② 法人及び施設の秘密が漏洩する恐れがないこと。
 - 同業他社（社会福祉法人経営の施設・事業所、児童関係の施設・事業所）での副業は認めない。
- ③ 法人及び施設の名誉や信用並びに信頼関係を損なう恐れがないこと。
 - キャバクラや風俗営業関係の事業所及び個人事業、暴力団のフロント企業及び半ぐれ関係の事業所、詐欺まがい商法などを行う反社会的な事業所及び個人事業、その他公序良俗に反する事業所及び個人事業については副業として認めない（上記と同様の実態にあるものを含む）。
- ④ 競業により法人及び施設の利益を害する恐れがないこと。
 - 法人及び施設が有するノウハウ、情報、データ、財産等を利活用した副業は認めない。そうしたものの不正利用により損害を被った場合は損害賠償を求めるものとする。
- ⑤ 長時間労働により健康を害する恐れがないこと。
 - 副業は週 1 日以上の日が確保されるものであること。
 - 本業と副業とあわせ 1 日 12 時間、1 月 184 時間、1 年 2,070 時間の範囲内での副業であること。

⑥ その他

- 年次有給休暇、リフレッシュ休暇を除く有給の休暇、児童養護施設藤崎台童園就業規則第 49 条の産前産後の休暇、第 56 条の育児休業、第 57 条の介護休業、第 59 条の業務上の傷病による休業、第 67 条の就業禁止の期間中の副業は認めない。
- その他、理事長は副業を禁止又は制限する合理的な理由があると認めるときは、副業を禁止又は制限することができる。

令和 年 月 日

副業・兼業に関する許可申請書

社会福祉法人藤崎台童園

理事長 尾里 一清 様

職種 _____
氏名 _____ 印

児童養護施設藤崎台童園就業規則第 69 条の規定に基づき、以下のとおり、副業・兼業について届け出ます。ついては、副業・兼業を許可していただきますようお願い申し上げます。

1 副業・兼業の形態

- 雇用 (事業所の名称等を 2～5 に記入)
 非雇用 (業務の内容: _____)

2 事業所の名称・住所・事業内容

(名称)

(住所)

(事業内容)

3 従事する業務の内容

4 雇用形態及び契約期間

正規 ・ 非正規 [パート・アルバイト・嘱託・その他]

期間の定めなし

期間の定めあり (令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

5 勤務開始日及び勤務体系

(勤務開始日) 令和 年 月 日

(勤務曜日) 月 火 水 木 金 土 日

(所定労働時間) 1日 時間

1週 日 (時間) 、1月 日 (時間)

(始業・終業時刻) 午前・午後 : ~ 午前・午後 :

6 副業・兼業を必要とする理由

7 その他

令和 年 月 日

様

社会福祉法人藤崎台童園

理事長 尾里 一清

副業許可書

令和 年 月 日付けで許可申請がなされた副業について、社会福祉法人藤崎台童園の副業許可基準に照らして審査した結果、特段の問題なしと認めたのでこれを許可します。

なお、申請内容に変動があった場合は、遅滞なく届け出るとともに、児童養護施設藤崎台童園での〇〇〇業務に支障がないようにお願いします。